

第4回逗子市地域自治システム池子小学校区懇話会 会議概要

日 時：平成 25 年 7 月 28 日（日）10：00～12：00

場 所：池子会館 3 階和室

出席者：

（メンバー）松並メンバー、大澤メンバー、齋藤メンバー、野田メンバー、大野メンバー、横田メンバー、諏訪メンバー、細川メンバー、伊藤メンバー、今井メンバー、倉部メンバー、相川メンバー、松枝メンバー、漆垣メンバー

（アドバイザー）名和田法政大学法学部教授

（市）平野経営企画部長、谷津経営企画部次長、廣末企画課長、仁科企画係長、稲井主事、森本市民協働部担当部長

議事概要：

1. 開会

2. 「ずしの新しい地域自治」の仕組みの詳細の検討（2）～（5）

①住民自治協議会の設立準備及び設立準備への支援について

②地域包括交付金について

（メンバー）準備会の交付金はいくらを予定しているのか。

（事務局）会議開催のための事務的経費として、予算上は月 5 千円程度。最長で 1 年間で想定しているので最大 6 万円である。

（メンバー）地域包括交付金はいくらを予定しているのか。

（事務局）まだ決まっていない。

（メンバー）逗子市の予算は厳しいのではないかと。

（事務局）おっしゃる通りであり、今後も上向きにはならないだろう。できるだけ既存の財源を活かし、整理できるものは整理していこうと考えているが、これもなかなか難しい。多額な交付金は望めない。

（メンバー）交付金の使い途がガチガチに決められて、運営しづらいのは困る。がんじがらめにしないでほしい。例えば、飲食を目的とする経費について、飲み会はだめだと思うが、会議にお茶 1 杯出すぐらいは大目にみてほしい。柔軟な規定にしてもらいたい。

（事務局）会議で出すお茶は会議費のなかに含まれるので問題ない。飲み会の経費としては地域包括交付金は使えない。地域包括交付金については、交付内容に応じて支出の内訳等を出していただくことはあるが、地域が自主的に行う事業に使えるよう他の市の補助金等よりは使い勝手がよくなるように考えていきたい。

（メンバー）「設立準備交付金」という名称に違和感を感じる。このシステムは市からの要

請によって立ち上げるものなのだから、「交付金」という恩恵的なニュアンスが入るのはおかしい。また、選択事業に関して、市が独自に実施している事業を地域にお任せするようなものだと思うが、だとすれば「交付金」ではなく「外部委託」ではないのか。さらに、地域に任せた時に、何か問題があったときの責任の所在はどうするのか。

(事務局) 役所的な話になるが、事業の主体によって名称が異なる。補助金、交付金の場合、事業主体は「地域」であり、委託金の場合の事業主体は「市」。住民自治協議会は地域が主体となって立ち上げるものなので、それを応援する仕組みは「交付金」となる。また、選択事業の想定としては市が独自にやっていることを下ろしていくことを想定しているわけではなく、すでに地域でやっている事業もある。

(メンバー) 事業一覧を見ると、例えば交通整理員や学校開放事業などは市の事業である。地域でやっている事業ではない。それについて、何か問題があったときにはどこが責任をとるのか。その点を整理してもらえないとわからない。

(事務局) 事業一覧はあくまで例であり、まだ詳細は決まっていない。責任の所在については、検討していく。やり方については、例えば委託とか協定を結ぶなどの方法が考えられる。なお、選択事業費を交付金に含めた理由は、そのほうが使い勝手がよく、地域で工夫しやすいと考えたからである。もし委託料にしたほうがよろしければ、それはご意見として承る。

(メンバー) 交通整理員については、すでに地域がボランティアでやっているところもある。その無償ボランティアと市から賃金がでている人では責任の重さが違う。事故があったらどうなるのか。その点は精査していただきたい。

(メンバー) 選択事業費についてだが、避難所運営委員会については金額は増えるのか。

(事務局) 交付の考え方としては、変わらないものと想定している。

③活動拠点について

(メンバー) 拠点を常時開設した場合事務局が必要になると思うが、この会館のどこにおくのか。現実的には場所はない。工事をするのか。

(事務局) 事務局を置く場合、どこがいいのかについてはこれから協議させていただきたい。置くとした場合には、整備工事も視野に入れていく。そのときには市のほうで予算を計上して、工事する。

(メンバー) 池子会館にはそういうスペースがないと、昔から市長に要請している。ほかの地域には市の職員が常駐している施設があるのに池子にはない。池子の返還地にも星が谷にもつくってもらえない。

(メンバー) 小坪にも沼間にも公民館がある。

(メンバー) 何人ぐらい駐在して、どういうことをするのか教えてほしい。

(メンバー) 現在の池子会館の連絡先は会長の自宅であり、会議室を借りる場合には、会長の自宅に電話して予約している。常時開設となったときは、ここに電話をおいて常時受

けられるようなシステムにすべきである。

(事務局) おっしゃるとおりである。

(メンバー) 駐車場を準備してほしい。

(事務局) 小学校区の活動であるため、市として駐車場を整備する予定はない。ほかの小学校区でも同様の考え方である。ただし、どうしても必要だということであれば検討はさせていただきます。

(メンバー) 沼間と小坪には公民館があり、駐車場もある。その格差は是正していただきたい。

(事務局) どこの地域にも公民館やコミュニティセンターを整備することは理想的だが、市の財政状況からすると新たな施設を作るのは難しい。今ある施設を活用していきたい。

④地区担当職員制度について

(メンバー) 地区担当職員は各部の代表ということであれば、今までとそれほど変わらないのではないかと。私は、てっきり市の窓口が一本化されて、一人に聞けば全部わかるようになると思っていた。また、そのような制度であれば、協議会ができなくても市の組織改革をやればよいのではないかと。

(事務局) イメージ的にはそのとおりである。リーダーが窓口となり、地域の課題については網羅的にある程度はその場でお答えができると思う。ただし、地域の課題も多種多様なので、すべてにお答えできるというわけにはいかないのとチーム制を予定している。協議会ができなくても市の組織改革はできるのではという点については、他市では、そういう例もある。しかし、逗子市としては、地区担当職員は住民自治協議会を応援する仕組みの一つであり、そこからスタートすることは考えていない。

(メンバー) 市から住民自治協議会に権限を移譲することは考えているか。地域のことは地域で解決と言っておきながら、いちいち市に相談しなくてはならないのか。

(事務局) 事例にもよるが、基本的に地域で解決できる範囲内のものであれば、住民の皆さんで判断していただける。ただし、公権力の行使にあたるようなケースについては、市が行う。

(メンバー) 次長や市民協働推進員は同じ部課なのか。

(事務局) 別である。地域の課題にも、福祉、環境と色々な分野があるので、別々の部から任命する。

(メンバー) 部が別だと連携がしづらいのではないかと。

(事務局) 確かに市役所の組織は縦割りである。しかし、市民協働推進員には市民との協働を進めるために、縦割り組織の中で横に連携することを期待されている職員を充ててお

り問題はない。

(メンバー) 今懇話会を運営しているのは企画課だが、地域自治を行う特定の課をおけばよいのではないか。そのほうがわかりやすい。また、この懇話会に地区担当職員に出席してもらえれば、より地域のことを分かってもらえるのではないか。

(事務局) 特定の課をおくことは案としてはあった。しかし、特定の課をおいてしまうと、一部の職員のみで対応している点で今までと何ら変わりがなく、また、全庁的にこの制度に取り組みたいという強い市長の思いから、この案になった。不都合があれば随時見直していく。また、懇話会に地区担当職員が出席できないのは、市職員組合と協議中であるためと、新しい地域自治の制度が成立していないのに、地区担当職員だけをおくわけにはいかなかったからである。

(メンバー) 地区担当職員は、年齢制限や任期はあるのか。私の管理組合では常駐スタッフをアルバイトで雇っているが、自治会の役員は1年交代で継続性がない。

(事務局) リーダーとなる次長については、継続性を担保させるために、次長でいる限りは異動しても担当する小学校区は変えない。メンバーとなる6名については任期を設ける可能性はある。それは、一定程度の回転をさせながら、新しい人を育てるためである。

(メンバー) お願いだが、地区担当職員の研修を十二分にやってほしい。防災課は別として、自治会との付き合い方を知らない職員が多い。また、準備会についても、最初は市のほうでリーダーシップをとってほしい。避難所運営委員会も最初の1年間は防災課におんぶにだっこだった。しかし今は自分たちでできるようになり、防災課はアドバイザー的な立場である。

(事務局) 了承した。研修は十分に行いたい。

○ 名和田アドバイザーから講評

- ・ 研修に力を入れてほしいというご要望はごもっとも。しかし、どんなに机上の研修をしても、地域の皆さんに育ててもらう必要がある。地域を理解するという点においては、むしろおんぶにだっこは市のほうであろう。
- ・ 地域包括交付金の使い勝手を良くという要望は重要な論点。他市の例でも、制限をつけずにポンと出すところと、事業メニューが決まっており、しぼりが多いところがある。なるべく使いやすい制度設計をしてほしい。
- ・ 協議会が事業を実施したときの、責任問題は非常に深刻な問題だと思うのだが、全国的にはそれほど問題にはなっていない。保険に入っているから大丈夫という自治体が多い。どういう人がどういうことをやったら国家賠償法の適用になるのか、責任問題の対処の仕方を市で考えてほしい。

- ・ 権限の問題は、都市内分権で大きな論点。日本の場合は、公権力の行使にあたる行為は公務員しかできない。では、地域が決めたことは一切市は関知しないのかというところでもない。市は地域が決めたことを最大限尊重する。それには信頼関係が重要。色々なケースについて信頼関係を築きながら、基本的には地域の意思をより市政に反映させていくことで、よりよい地域になっていくのであろう。

3. その他

- 第 5 回は開催せず、これまで出た意見の確認と、追加の意見の有無を郵送にてうかがうことで了承が得られた。
- 全体懇話会に参加いただくメンバーは、大澤メンバーと松並メンバーに決まった。